



令和4年5月17日

タクシー運賃の改定要請について
(香川県香川地区)

令和4年5月16日、高松市でタクシー事業を営む事業者3社から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更）が香川運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を申請受付期間として香川県香川地区の他事業者の申請を受け付け、申請事業者の車両数の合計が法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者
法人名：相互タクシー株式会社（代表取締役 岩崎康誠）
住 所：香川県高松市上福岡町718-9

法人名：有限会社元山タクシー（代表取締役 岩崎康誠）
住 所：香川県高松市上福岡町718-9

法人名：有限会社ハロータクシー（代表取締役 寺師大祐）
住 所：香川県高松市木太町1356-3
2. 要請の概要
初乗り運賃及び加算運賃
(要請) 普通車 1. 5kmまで700～760円
261～276mごとに80円
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする

(現行) 小型車 1. 5kmまで640円
318mごとに80円
中型車 1. 5kmまで650円
300mごとに80円
3. 運賃適用地域 香川県香川地区
(香川県のうち小豆郡及び香川郡直島町を除く全域)
4. 香川県香川地区事業者数及び車両数（5月16日現在）

事業者数 72社
車両数（一般車） 1,367両

（問い合わせ先）

四国運輸局 自動車交通部 旅客課

担当者：村上、櫻又

電話：087-802-6771

1 今後の予定

令和 4年 5月16日 要請書提出
 ↓ (最初の要請から3ヶ月間・・・申請受付期間)
 令和 4年 8月15日 受付期間終了
 ↓ (運賃改定審査※・・・標準処理期間5～6ヶ月)
 新運賃の公表
 ↓ (公表は実施日の30日前まで)
 新運賃の実施

※ 申請受付期間において、香川県香川地区における要請(申請)書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

また、上記を満たした場合においても、要請(申請)書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

2 香川県香川地区の運賃改定状況

認可日	実施日	改定率	
令和 元年 8月30日	令和 元年10月 1日	1.85%	消費税転嫁8%→10%
平成26年 2月28日	平成26年 4月 1日	2.86%	消費税転嫁5%→8%
平成19年11月 9日	平成19年12月 3日	10.88%	
平成 9年 3月14日	平成 9年 4月 1日	1.92%	消費税転嫁3%→5%
平成 7年 6月21日	平成 7年 6月29日	9.20%	